

## 暴力団排除条例の一部を改正する条例の概要について

### 1 概要

- (1) 暴力団排除特別強化地域における規制の対象となる営業に次の営業を加えるとともに、当該営業を示す用語を特定営業に、当該営業を行う者を示す用語を特定営業者に改めるものとする（第2条関係）。
  - ア 施設を設けて、人の性的好奇心をそそる行為を提供する営業又は歓楽的雰囲気を醸し出す方法で異性の客をもてなして飲食をさせる営業に関する情報の提供を行う営業
  - イ 公共の場所において、不特定の者に対し、次に掲げる行為を行う営業
    - (ア) 風俗営業等（イを除く特定営業をいう。（イ）及び（ウ）において同じ。）に関し、客引きをすること。
    - (イ) 風俗営業等に関し、人に呼び掛け、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して客となるよう誘引すること。
    - (ウ) 風俗営業等に係る役務に従事するよう勧誘すること。
    - (エ) 対価を得て写真又は映像の被写体となる行為をする役務に従事するよう勧誘すること。
- (2) 暴力団事務所等を新たに運営してはならない区域に都市計画法に規定する工業地域及び準工業地域を加え、工業専用地域を除く全ての用途地域に見直すものとする（第13条関係）。
- (3) 公安委員会が勧告することができる場合の行為に暴力団員又は暴力団員が指定した者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知って利益の供与をすることを加えるものとする（第26条関係）。
- (4) 公安委員会が勧告することができるときに、暴力団員が(3)の利益の供与の禁止に違反する行為となることを知って、県民から利益の供与を受け、又は当該暴力団員が指定した者に対し利益の供与を受けさせる行為が行われた場合において、当該行為をした者が更に反復して当該行為をするおそれがあると認めるときを加えるものとする（第27条関係）。
- (5) これまで規制の対象となっていた営業を営む者に加え、(1)ア又はイの営業を営む者は、暴力団排除特別強化地域におけるその営業の業務に関し、暴力団員等から、その営業所等における顧客、従業者その他の者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務（以下「用心棒」という。）の提供を受けてはならず、暴力団員等に対し、その営業を営むことを容認すること又は用心棒の対償（以下「みかじめ料又は用心棒料」という。）として利益の供与をしてはならないものとする（第28条関係）。
- (6) 暴力団員は、暴力団排除特別強化地域における(5)の営業の業務に関し、その営業を営む者に対し、用心棒の役務の提供をし、又は指定した者に当該役務の提供をさせてはならず、みかじめ料又は用心棒料として利益の供与を受け、又は指定した者に当該利益の供与を受けさせてはならないものとする（第29条関係）。
- (7) 公安委員会は、暴力団事務所等の用に供する不動産の譲渡等に係る契約等の禁止に違反する行為、利益の供与の禁止に違反する行為又は暴力団員が利益の供与の禁止に違反する行為となることを知って、県民から利益の供与を受け、若しくは当該暴力団員が指定した者に対し利益の供与を受けさせる行為をした者その他の関係者に加え、当該行為をした疑いがある者その他の関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができるものとする（第31条関係）。

### 2 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和6年5月1日

(2) 経過措置

- ア 1 (2)は、この条例の施行又は1 (2)の適用の際現に運営されている暴力団事務所等であって、新たに1 (2)により禁止区域とされる区域に存するものについては、適用しない。
- イ 1 (3)から1 (7)までは、この条例の施行の日以後にする行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。
- ウ この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。